

令和3年度から出走申込の上限を超えて申し込みがあった場合の特別報償金の支給内容が変わります。

令和3年度からは、出走申込時点で上限を超えたため走れない馬に対する**特別報償金の支給内容が以下の通りとなります。**

【例】11R×6日間（660頭）を想定していたが、670頭申し込みがあった。

この場合、出走することが出来ない10頭に対し、

令和2年度

特別報償金（5着相当の賞金+出走手当分）

→

令和3年度

特別報償金 （出走手当分のみ支給）

【例】**在厩競走馬頭数が680頭以上となった場合**、12R×6日間（最大720頭）を想定していたが、730頭申し込みがあった。

この場合、出走することが出来ない10頭に対し、

令和2年度

特別報償金（5着相当の賞金+出走手当分）

→

令和3年度

特別報償金 （支給無し）

【例】競走の取り止め（荒天、災害、小頭数、その他トラブルによる）及び出走投票において抽選により出走できなくなった。

この場合、該当馬に対し、

令和2年度

特別報償金（5着相当の賞金+出走手当分）

→

令和3年度

特別報償金（5着相当の賞金+出走手当分）（変更無し）

※なお、このような事態とならないよう、引き続き開催日程決定時には1開催当たり6日間の確保と、在厩馬（競走馬+能力検査合格馬）の増に応じて12レース編成を検討し出走可能頭数の確保に努めてまいります。